

経済状況に対する独立行政法人の融資等業務の面での対応

(億円)

No.	法人名	所管	H20年度当初の融資等業務の概要					追加対策の概要(H20年度一次補正、二次補正、H21年度当初案)	
			事業名	対象	限度額	利率・保証範囲等の条件	利率等の時点		事業規模(H20年度当初)
1	北方領土問題対策協会	内閣	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業(貸付)	北方地域元居住者、旧漁業権者等(漁業その他の事業及び生活に必要な資金)	3千万円以内かつ所要額の9割以内(漁船建造等の場合)	年利1.36%(漁船建造等の場合)	H20.10.1	14	-
2	情報通信研究機構	総務	地域通信・放送開発事業に対する支援(利子補給)	CATV事業者等	-	利子補給率0.5%以内	H20.10.1	6	-
			通信・放送新規事業(認定事業者)	通信・放送新規事業(認定事業者)	12億円	社債・借入金の元本、利息、損害金の合計額の80%以内等	H20.10.1		
			通信・放送新規事業・情報通信インフラ高度化のための債務保証	電気通信基盤施設整備事業(認定事業者)	40億円、20億円	社債・借入金の元本、利息、損害金の合計額の80%以内等	H20.10.1		
			高度TV放送施設整備事業者(認定事業者)	10億円	社債・借入金の元本、利息、損害金の合計額の80%以内等	H20.10.1			
3	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務	郵便貯金管理業務(貸付)	郵便貯金預金者	預入金額に利子を加えた額の90%以内かつ300万円以下	返済時の約定利率+0.25%(定額郵便貯金を担保の場合)	H19.10.1	10,000	-
			簡易生命保険管理業務(貸付)	保険契約者	契約解約に伴う還付金の一定の範囲内	3%(H.8.4.1~H19.9.30加入者、普通貸付けの場合)	H20.10.1	21,000	-
4	国際協力機構	外務	有償資金協力(貸付(円借款))	開発途上国(目安:一人当たりGNP5,295ドル以下)等	-	0.01%~1.70%	平成20年7月1日以降事前通告分	(注3) 4,235	-
5	日本学生支援機構	文科	第一種奨学金(貸与)	大学院・大学・短大・高専・専門学校に在学する学生等	大学の場合 平成20年度:月額4.5万~6.4万円 平成21年度:月額3万~6.4万円	無利息	-	2,501	【H20年度二次補正】 奨学金貸与手続き迅速化のためのシステム改善。必要な資金として国費9億円を受入れ。
			第二種奨学金(貸与)	大学院・大学・短大・高専・専門学校に在学する学生等	大学等の場合 3.5.8.10.12万円	固定1.5% 変動0.8% (在学中無利息・年利上限3%)	H21.2	6,512	【H21年度当初案】 奨学金希望者の増加に対応するための貸与人員の増(6万人増)、返還負担軽減のための新たな貸与月額(無利子貸付)の創設等を実施。事業規模を9,475億円に拡大(事業規模462億円増)。財政融資資金の借入401億円増。

No.	法人名	所管	H20年度当初の融資等業務の概要					追加対策の概要(H20年度一次補正、二次補正、H21年度当初案)	
			事業名	対象	限度額	利率・保証範囲等の条件	利率等の時点		事業規模(H20年度当初)
6	国立大学財務・経営センター	文科	施設費貸付事業	国立大学法人等(施設、設備)	施設:総事業費の9割(残り1割は国の補助金) 設備:総事業費	施設:1.4% 設備:1.2%	H21.2.12	688	-
7	福祉医療機構	厚労	医療貸付事業	個人、医療法人、一般社団法人・一般財団法人等(病院・診療所の新築・増改築、機械購入費、運転資金等)	7.2億円又は標準建築費の80%のいずれか低い額(病院建築の場合)	年1.6%~2.1%	H21.2.12改定	1,766	【H20年度一次補正】 経営安定化資金(長期運転資金)の融資条件の優遇措置(金利の引下げ(2.1%→1.6%)、償還期間の延長(5年→7年)、不動産担保がない場合は、診療報酬債権等担保のみでも可。ただし、診療報酬等月額2箇月分が限度。)
			福祉貸付事業	社会福祉法人、日赤、一般社団法人・一般財団法人等(保護施設、福祉施設の建築、土地取得費等)	基準単価を基に算定(融資率は最大80%)	年1.6%~2.1%(無利子となるものあり)	H21.2.12改定	1,735	【H20年度一次補正】 経営資金の融資条件の優遇措置(最優遇金利の適用(1.6%)等)
			年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	厚生年金保険、船員保険、国民年金等の受給者	10~250万円かつ年金年額の1.2倍以内等	2.6%(年金担保) 0.9%(労災年金担保)	H20.4.1改定 H19.12.14改定	2,277	-
8	雇用・能力開発機構	厚労	財形持家転貸融資(貸付)	財形貯蓄を行っている勤労者	財形貯蓄残高の10倍以内(最高4,000万円)と住宅購入等に要する額の80%以内のうちいずれか低い額	年1.80%(5年間固定)	H21.1.1以降適用	1,200	-
			財形教育融資(貸付)	財形貯蓄を行っている勤労者	財形貯蓄残高の5倍以内(10万円以上450万円までの実際の所要額以内)	年2.35%(固定金利)	H21.1.1以降適用	1	-
			技能者育成資金(貸付)	公共職業能力開発施設の訓練生	18,000円~85,000円(第1種(無利子)) 40,000円~47,600円(第2種(有利子))	年3.0%(有利子)	S59.7.1~	15	【H20年度一次補正】 ・貸付額の引上げ(46,200円/月に加え、10万円/月) ・給付ができる制度の創設(返還免除要件:年長フリーター(25~34歳)、30代後半の不安定就労者、母子家庭の母親等のうち、年収が150万円以下の主たる生計者かつ訓練を適切に終了した者であって一定の要件を満たすもの) 事業規模を5億円追加。このために必要な資金として国費(労働保険特会(雇用勘定))5億円を追加。 【H20年度二次補正】 ・貸付額の引上げ(扶養家族を有する者 12万円/月) ・貸付対象者の拡充(離職した派遣労働者等を追加) ・返還免除要件の緩和(年齢要件を撤廃、年収要件を200万円以下に引上げ)

No.	法人名	所管	H20年度当初の融資等業務の概要					追加対策の概要(H20年度一次補正、二次補正、H21年度当初案)	
			事業名	対象	限度額	利率・保証範囲等の条件	利率等の時点		事業規模(H20年度当初)
9	農林漁業信用基金	農水	信用保険	農業信用基金協会、漁業信用基金協会等(農漁業者等が金融機関から借り入れる際に、農業信用基金協会等が行う債務保証についての保険)	債務保証額の70%(漁業は一部80%)	保険料率 農業:年0.13~0.51% 漁業:年0.22~1.2%	H21.3.1現在	6,074	【H20年度二次補正】 ・家畜飼料特別支援資金に係る保証保険の充実 ・漁業融資保証保険制度の基盤強化 事業規模を680億円追加。 このために必要な資金として交付金51億円(各々29億円、22億円)を受入れ。
			林業信用保証(債務保証)	林業者等(林業者等が必要な資金を金融機関から借り入れる際の債務保証)	借入額の80%又は100%	保証料率 年0.10~1.80%	H21.3.1現在	421	【H20年度二次補正】 経営体質の改善を行う林業者等に対する保証の充実(事業規模107億円追加)。 このために必要な資金として出資21億円を受入れ。
			代位弁済財源貸付	農業信用基金協会又は漁業信用基金協会	5千万円以内かつ代位弁済に必要とする額等	年0.0695~0.141%	H21.3.1現在	423	-
			低利預託原資貸付	農業信用基金協会、漁業信用基金協会又は都道府県(認定農業者等に農業経営改善計画等の達成に必要な低利・運転資金を融通するための貸付)	低利・運転資金の貸付見込額の一定割合(1/8等)	農業・漁業: 年0.239% 林業:年0.399%	H21.3.1現在	256	-
			共済金支払財源貸付	農業共済組合、漁業共済組合等	共済金の支払財源の不足額等	農災:年0.3%~0.8% 漁災:年1.475%	H21.3.1現在	708	-
			林業寄託	日本政策金融公庫(林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対し無利子の森林整備活性化資金の貸付を行う公庫への貸付原資の寄託)	森林整備活性化資金の貸付見込額	無利子	-	17	-
10	新エネルギー・産業技術総合開発機構	経産	新エネルギー利用等債務保証	新エネルギーの利用等を行う事業者	融資額の80%	年0.2%	H21.2.25現在のHP	300	-
11	情報処理推進機構	経産	債務保証事業	情報処理サービス業、ソフトウェア業	融資額の90%	年0.75% (連帯保証人が2名の場合は年0.5%)	H21.2.25現在のHP	3	-

No.	法人名	所管	H20年度当初の融資等業務の概要					追加対策の概要(H20年度一次補正、二次補正、H21年度当初案)		
			事業名	対象	限度額	利率・保証範囲等の条件	利率等の時点		事業規模(H20年度当初)	
12	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経産	出資事業(石油・天然ガス)	石油・天然ガス等の探鉱・採取を行う日本法人等	必要な資金の1/4または1/2以内	-	H21.2.25現在のHP	175	【H20年度一次補正】民間事業者による石油・天然ガスの探鉱・開発・資産買収等の支援の事業規模を215億円追加。このために必要な資金としてエネルギー対策特別会計の出資215億円受入れ。 【H20年度二次補正】金属鉱物資源(レアメタル)の探鉱・開発支援のために必要な資金として財政投融資特別会計より180億円を受入れ。対象に鉄鉱石を追加。	
			債務保証事業(石油・天然ガス)	石油・天然ガス等の探鉱・採取を行う日本法人等	必要な資金の3/4または1/2以内	案件によって異なる(年0.4%以上)	H21.2.25現在	5,345		-
			出融資事業(金属鉱物資源)	金属鉱業を営む者	出資:10~80%以内 融資:70~80%以内	融資:年0.7~1.4%	H21.2.25現在の財務省HP(財政投融資貸付金利)	132の内数		-
			債務保証事業(金属鉱物資源)	金属鉱物の採掘等を行う者	債務の80~90%以内	保証料率:年0.4%~1.4%	H21.2.25現在のHP	267		-
			融資事業(鉱害防止)	鉱害防止事業を行う法人等	70~90%以内	年1.0~1.7%	H21.2.25現在のHP	13		-
13	中小企業基盤整備機構	経産	ファンド事業(投資型)	創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者	ファンド総額の1/2以内 なお、地域中小企業応援ファンドは、地方公共団体が出資する場 合については、中小機構と地方公共団体をあわせて70%以内	-	H21.2.25現在のHP	280	-	
			ファンド事業(貸付型)	都道府県	ファンド総額の80%以内	無利子	-	1,228の内数	-	
			高度化事業(貸付)	都道府県	貸付対象施設の整備資金の80%以内 (認定事業などは90%以内)	年1.10%(認定事業などは無利子) ※都道府県の中 小企業者への貸付金利	H20年度貸付分	1,228の内数	-	
			債務保証	各法に基づく承認、認定を受けた計画を保有する事業者	5~17億円	保証割合50%~90%	H21.2.25現在のHP	61	【H21年度当初案】一定期間内に生産性等の向上が見込まれる、法に基づき認定を受けた計画を実施する事業者への運転資金、設備投資資金への債務保証を追加(産業活力再生特別措置法一部改正法案—今通常国会提出中)。	
14	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国交	利子補給	高度船舶技術に関する試験研究を実施する事業者等	借入金の利子に相当する金額	-	-	0	-	

No.	法人名	所管	H20年度当初の融資等業務の概要					追加対策の概要(H20年度一次補正、二次補正、H21年度当初案)	
			事業名	対象	限度額	利率・保証範囲等の条件	利率等の時点		事業規模(H20年度当初)
15	自動車事故対策機構	国交	交通遺児等貸付	自動車事故によって死亡又は重度の後遺障害が残った親を持つ中学卒業までの子であり、かつ、生活困窮となっている者	一時金15.5万円 月額2万円 入学支度金4.4万円	無利子	-	3	-
			不履行判決等貸付	自動車事故による被害者で、損害賠償確定判決などの債務名義を得ていながらその弁済を受けることができない者であり、かつ、生活困窮となっている者	10～100万円(損害賠償額の1/2まで)	年3.0%	H15.10～		
			後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付	自動車事故による後遺障害の自賠責保険金の請求ができ、支払いを受けていない者であり、かつ、生活困窮となっている者	10～290万円(推定保険金の1/2まで)	無利子	-		
			保障金一部立替貸付	ひき逃げ、無保険車による事故被害者で、政府の保障事業に保障金を請求でき、支払いを受けていない者であり、かつ、生活困窮となっている者	10～290万円(推定保障金の1/2まで)	無利子	-		
16	奄美群島振興開発基金	国交	保証業務(債務保証)	奄美群島の中小事業者、協同組合等	最高4億円(保証の種類、対象者による)	保証料率:年0%～3.30%	H21.2月時点	30	-
			融資業務(貸付)	奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者	個人450万円、法人750万円(一般農業振興資金の場合)	年1.6～3.45%	H21.2月時点	24	
17	住宅金融支援機構	国交	証券化支援業務(買取型、保証型)	金融機関	借入れ限度額は、8,000万円以下(買取型は建設費または購入価額の90%以内、保証型は100%以内)	フラット35(買取型・返済期間21年以上) 年2.98%～3.93%	H21.3月時点	22,000	【H20年度一次補正】 優良住宅の取得に対する支援制度(フラット35の当初5年間の0.3%金利引下げ)の事業量の拡大。 事業量拡大に必要な資金として一般会計出資200億円を受入れ。(募集枠:当初2.5万戸相当→二次補正後3.5万戸相当) 【その他】 優良住宅の取得に対する支援制度(フラット35の当初5年間の0.3%金利引下げ)の適用要件緩和(既存住宅に係る適用要件緩和)。 【H21年度当初案】 優良住宅取得支援制度の金利優遇期間の延長(当初5年間→10年間0.3%金利引下げ)。 事業規模22,000億円を計上。そのために必要な資金として一般会計出資700億円を受入れ。
			融資業務(貸付)	個人、法人	借入れ限度額は、建設費等の100%以内	年1.26%～4.25%	H21.3月時点	3,948	【H21年度当初案】 まちづくり融資制度(敷地内に有効な空地を確保する等の優良な住宅事業への融資制度)による事業資金の調達支援に係る適用要件の緩和(有効空地確保事業における敷地内に確保すべき空地の要件を、法定空地率+20%から法定空地率+10%に緩和等。要件緩和自体は平成20年12月に実施)。 事業規模を5,574億円に拡大。そのために必要な資金として一般会計出資16億円を受入れ。

注1)事業規模の「0」は単位未満。

注2)拡充事項の概要の「-」は、特段の拡充事項はなく、H20年度当初の業務を継続して実施するもの等。

注3)国際協力機構は、平成20年10月1日に国際協力銀行海外経済協力部門(有償資金協力)を承継した。「融資等業務の概要」欄には、当該承継後の数値を記載している。